北陸信越運輸局
国土交通省 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau
Press Release

令和８年１１月１２日
自　動　車　交　通　部

# 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分について

下記のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、道路運送法第４０条の規定に基づく行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

１．処分対象事業者（住所）
株式会社ケーエムユー（長野県千曲市大字上徳間６３６－１）

２．処分対象営業所（所在地）
本社営業所（長野県千曲市大字上徳間６３６－１）

３．処分内容（期間）
輸送施設の使用停止　１両　６か月（令和８年１１月２０日～令和９年５月１９日）

この処分により付された違反点数：３２点（累積違反点数：３２点）

４．処分事由
令和８年４月２４日、長野運輸支局が監査を実施したところ、酒酔い・酒気帯び運行の業務を行ったこと等、合計７件の道路運送法等関係法令に違反する事実（別紙参照）を確認した。

５．処 分 日
令和８年１１月１１日

【問い合わせ先】
北陸信越運輸局自動車交通部自動車監査官　田中、佐野
ＴＥＬ：０２５－２８５－９１６４

別紙

# 道路運送法等関係法令に違反する事実

（１）酒酔い・酒気帯び運行の業務を行ったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第４項）

（２）点呼の実施状況について、未実施のものがあったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

（３）点呼の実施状況について、飲酒運転防止に係る点呼を実施していなかったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

（４）点呼の記録状況について、記載事項の不備があったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）

（５）業務の記録状況について、記載事項の不備があったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第３項、第４項）

（６）運転者に対する指導及び監督について、一部不適切であったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

（７）運転者に対する指導及び監督について、飲酒運転防止に係る指導監督を行っていなかったこと。
（道路運送法第２７条第３項、
旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）